

性的少数者(LGBT)の方々を
サポートするための
香川県職員ハンドブック



はじめに

平成23年6月に、国連人権理事会で「性的指向及び性自認に基づく暴力と差別に対する保護」に関する決議がなされ、平成26年12月には、オリンピック憲章に「性的指向による差別の禁止」が盛り込まれるなど、性的少数者的人権を守るために国際的な環境整備が着実に進んでいます。

国内では、性的少数者の方々について、マスメディアがしばしば取り上げるようになってきたことで理解が進んできました。国においても、平成28年6月に定めた「ニッポン一億総活躍プラン」の子ども・若者の活躍支援の事項において「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」と明記されました。

自治体では、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区において同性パートナーシップ制度（男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、二人がパートナーシップの関係にあることを自治体が確認して証明する制度）が開始され、令和3年10月末現在、全国で130の自治体がこの制度を導入しています。本県においても高松市、善通寺市、東かがわ市、三豊市（令和4年1月から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」へ移行）、土庄町、小豆島町、多度津町の7市町が導入しており、さらに、さぬき市が令和4年4月に導入を予定しています。

本県では、性的少数者に関して県民に正しく理解していただくため、これまでに県内の全ての中学生及び高校生への啓発パンフレットの配布、性的少数者やその家族の悩みに寄り添えるような性的少数者電話相談、メール・SNS相談を実施するなど、啓発と相談の両面からの施策を実施しています。

このような中、この度、県職員に向けて本ハンドブックを一部改訂しました。このハンドブックは、県職員として知っておくべき性の多様性に関する基礎的知識や、県民への対応、職場内や学校現場において配慮すべきことなどを幅広く記載することで、それぞれの職員が必要な箇所を見れば、比較的簡単に理解できるように構成しています。職員の皆様方には、このハンドブックを御一読いただき、性的少数者への理解を深めていただきまとともに、困っている方を見かけられたときには、その方の悩みに寄り添っていただきまますようお願い申し上げます。

目 次

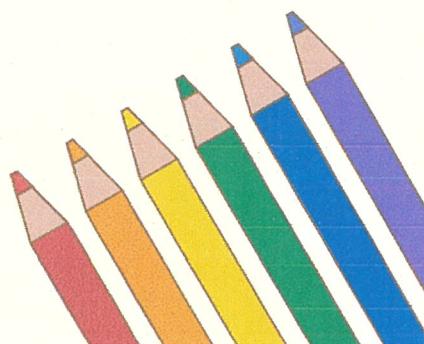
はじめに	1
目 次	2
LGBTに関する知識・認識の確認	3
① 性の多様性に関する基礎知識	
【1】性（セクシュアリティ）の構成要素について	5
【2】LGBTとSOGI	5
【3】性同一性障害とは	7
【4】性的少數者の現状と直面するさまざまな課題	7
【5】カミングアウトへの対応	8
【6】アウティングについて	8
コラム1	9
② 県民等への対応	
【1】窓口や電話等での対応等	10
①窓口で呼び出すとき ②本人確認をするとき ③パートナー・家族について話をするとき ④窓口で相談を受けるとき ⑤電話対応をするとき	
【2】性別欄の取扱い	11
①証明書、申請書、統計調査等の性別欄 ②イベント申込書、アンケート等の性別欄	
【3】所管事業の見直し	11
【4】公共施設での対応	12
【5】災害時における対応・コラム2	12
③ 職場内における対応	
【1】職場内での対応	13
①差別的言動の注意 ②職場環境等における配慮 ③ハラスメントに係る相談体制	
【2】採用時等の対応	13
①採用試験時の対応 ②面接時の対応	
【3】福利厚生制度等	13
【4】安全衛生・コラム3	14
④ 学校現場の性的少數者への配慮	
【1】学校生活上の配慮について	15
①支援体制の整備 ②服装、髪型、呼称への配慮 ③施設利用における配慮 ④情報を得られる環境づくり ⑤理解を深める指導の実施 ⑥進路指導における配慮	
【2】部活動や課外活動等における配慮について	16
【3】課外活動先等に対する情報提供について	16
【4】事務手続等における配慮について・コラム4・コラム5	17
⑤ 相談窓口紹介、用語集等	
【1】相談窓口	18
【2】用語集	19
【3】香川県内の取組・コラム6	20

LGBTに関する知識・認識の確認

あなたは性的少數者(LGBT)について、どの程度知っているか、また、どう認識しているかを次の質問に回答して確認してください。

【質問表】

1	【性(セクシュアリティ)の構成要素】 人の性(セクシュアリティ)は、「からだの性(生物学的性)」と「好きになる性(性的指向)」の組合せである。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	【LGBTの意味】 LGBTの単語の意味を知っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	【SOGIの意味】 SOGI(ソジ)の意味を知っている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	【性的少數者の割合】 性的少數者の人の割合は、人口の3パーセント程度である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	【性同一性障害】 からだの性と心の性が一致していない性同一性障害は、世界保健機構(WHO)で病気とされている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	【アウティング】 友人などから性の秘密を打ち明けられた場合、本人の同意がなくても善意であれば、第三者に伝えてもよいと思う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
7	【窓口対応】 パートナーや家族について話をするときは、「奥さん」「ご主人」「彼」「彼女」など、パートナーが異性であることを前提に話をしている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
8	【窓口対応】 窓口で人を呼ぶときは、誤りが生じないように名字と名前の両方で呼ぶのがよいと思う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
9	【制服】 学校で制服が決まっている場合は、男子は男子の制服を、女子は女子の制服を着用するのが当然である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
10	【入学願書の性別欄】 県内の公立高校及び県立特別支援学校の入学願書には、性別欄を設けている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ



次の回答を見て、確認してください。

【回答表】

1	<p>【性(セクシュアリティ)の構成要素】 人の性(セクシュアリティ)は、「からだの性(生物学的性)」「心の性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」などの組合せです。これらの組合せが多様であるため、性のあり方は多様であるとされています。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
2	<p>【LGBTの意味】 同性愛や両性愛の人、性別違和の人などを広く総称して性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)呼びます。性的少数者のうちLGBTとは、レズビアン(L:女性の同性愛者)、ゲイ(G:男性の同性愛者)、バイセクシュアル(B:両性愛者)、トランスジェンダー(T:からだの性と心の性に違和感がある人)のことを言います。</p>	<input type="checkbox"/> はい ※回答は人に よって違 います。	<input type="checkbox"/> いいえ ※回答は人に よって違 います。
3	<p>【SOGIの意味】 「SOGI(ソジ)」とは、「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の頭文字を取った、人の属性を表す略称で、異性愛の人なども含めてすべての人が持っている属性を指します。</p>	<input type="checkbox"/> はい ※回答は人に よって違 います。	<input type="checkbox"/> いいえ ※回答は人に よって違 います。
4	<p>【性的少数者の割合】 LGBTなど性的少数者の人の割合は、調査が困難な分野のため、数字にはらつきがありますが、人口の8.9%とする報告もあります(電通ダイバーシティ・ラボ2020年調査)。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
5	<p>【性同一性障害】 2019年(令和元年)、世界保健機構(WHO)は、性同一性障害を「精神障害」の分類から除外し、性別不合(Gender Incongruence)としました。これは、世界保健機構が「病気」や「障害」ではないとしたということです。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
6	<p>【アウティング】 アウティング(Outing)とは、ある人のセクシュアリティの秘密を本人の同意のないまま、他人に暴露することです。 友人同士の場合、気軽にアウティングを行う雰囲気があった場合や打ち明けられた内容が受け止められず、思わず他人に話すことがあります。悪意がなく行われた場合や善意で行われた場合でも、本人のセクシュアリティが他人に知られた場合はアウティングに当たります。アウティングは重大な人権侵害ですので、本人の了解がないまま決して他人に話してはいけません。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
7	<p>【窓口対応】 「奥さん」「ご主人」「彼」「彼女」等、こちらから一方的に、パートナーは異性であることを前提とした表現や、性別を特定するような表現は避けてください。 (表現の例)奥さん、ご主人、彼、彼女 ⇒ パートナー、お連れ合い、お相手</p>	<input type="checkbox"/> はい ※回答は人に よって違 います。	<input type="checkbox"/> いいえ ※回答は人に よって違 います。
8	<p>【窓口対応】 戸籍とは別の性別で、社会生活を送っている方もいます。名前から想定される性別と外見とが一致しないため、人前で名前を呼ばれたくない場合もあるため、呼出の際には受付番号を使用します。名前で呼び出す必要がある場合は、名字までにとどめ、フルネームで呼ばないようにしてください。(患者誤認防止など医療安全上必要な場合で、患者自身にフルネームを名乗つてもらう必要があるときは、できる限り周りの人に分からないよう配慮してください。)</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
9	<p>【制服】 服装(制服、衣服、体操服、水着、ユニフォーム等)や髪型等について、児童生徒等や保護者から、本人が自認する性別に合わせたいという相談や、本人の体の性別に合わせたくないという相談があった場合、本人への配慮と他の児童生徒等への配慮との均衡を取りながら、可能な範囲で認めるように検討する必要があります。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
10	<p>【入学願書の性別欄】 香川県では、令和2年度の県立中学校、公立高校及び県立特別支援学校の入学選抜から、入学願書の性別欄を削除しています。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ



1 性の多様性に関する基礎知識

[1] 性(セクシュアリティ)の構成要素について

私たちの社会には男性と女性がいて、男性は男性らしく、女性は女性らしく振る舞い、思春期になったら異性を好きになり、結婚し家庭をつくることが、「あたりまえ」「普通」と考えていませんか。

人の性は、「からだの性(生物学的性)」「心の性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」などの組合せです。これらの組合せが多様であるため、性のあり方は多様であるとされています。



生まれもった「性の要素」

① からだの性(生物学的性)

外性器・内性器・性染色体など、体の特徴で分かれる性です。

② 心の性(性自認:Gender Identity)

自分自身がどんな性だと自覚しているか、ということです。男性だと自覚している人、女性だと自覚している人、性別は決めたくないという人などさまざまです。

多くの人は、「心の性」と「からだの性」が一致していて、違和感を持っていません。

しかし、「心の性」と「からだの性」が一致せず、自身の体への違和感を持つ人たちもいます。

③ 好きになる性(性的指向:Sexual Orientation)

どのような性の人を好きになるか、ということです。異性を好きになる人、同性を好きになる人、どちらの性も好きになる人、性別にこだわらない人などさまざまです。

人は、それぞれの性的指向を持っていますが、自分の意思で決められるものではありません。

また、性的指向を持たないアセクシュアルという人もいます。

④ 表現する性(性別表現)

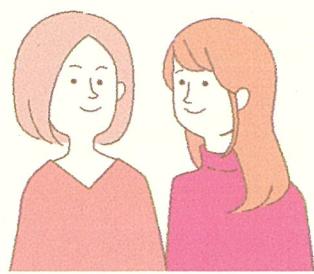
服装や言葉づかい、しぐさなど、自分をどのように表現したいかということです。

性自認と混同されることがあります、性自認が女性だとしても、表現する性が女性だとは限りません(自分の性別を女性と思っているからといって、スカートをはきたいかどうかは本人が決定することです)。

[2] LGBTとSOGI

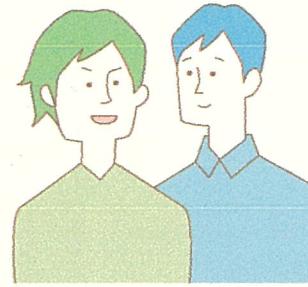
同性愛や両性愛の人、性別違和の人などを広く総称して、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)と呼びます。性的少数者のうち、LGBTとは、レズビアン(L:女性の同性愛者)、ゲイ(G:男性の同性愛者)、バイセクシュアル(B:両性愛者)、トランスジェンダー(T:からだの性と心の性に違和感がある人)のことと言います。

LGBTなど性的少数者の人の割合は、調査が困難な分野のため、数字にばらつきがありますが、人口の8.9%とする報告もあります(電通ダイバーシティ・ラボ2020年調査)。



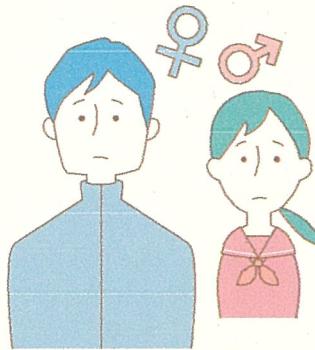
Lesbian

レズビアン
(女性の同性愛者)



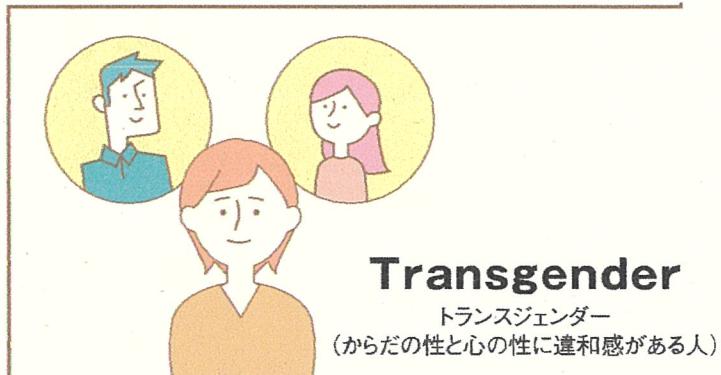
Gay

ゲイ
(男性の同性愛者)



Bisexual

バイセクシュアル
(両性愛者)



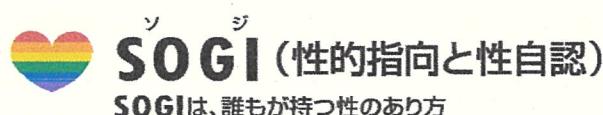
Transgender

トランスジェンダー
(からだの性と心の性に違和感がある人)

これに対して、「SOGI(ソジ)」とは、上述の「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の頭文字を取った、人の属性を表す略称で、異性愛の人なども含めてすべての人が持っている属性を指します。

SOGIに対するハラスメントであるSOGIハラとは、性的指向や性自認に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的、肉体的な嫌がらせを受けること、また、望まない性別での学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて不利益を被ることを言います。

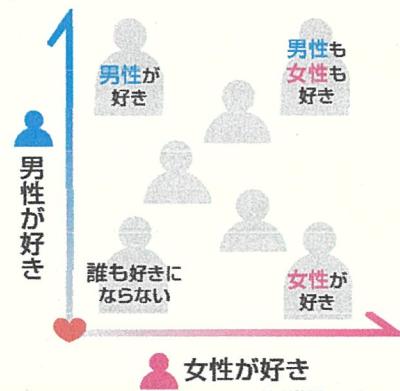
SOGIハラをなくすためには、一人ひとりが理解を広げ差別をなくすよう行動すること、苦しんでいる人たちのプライバシーが守られ、相談できる体制を整えることが必要です。



SO = Sexual Orientation

性的指向 (セクシュアル オリエンテーション)

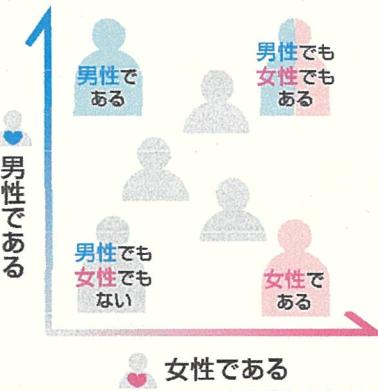
性的指向
(好きになる性)
好きになる
感情が
どの性別に
向いているか



GI = Gender Identity

性自認 (ジェンダー アイデンティティ)

性自認
(心の性)
自分を
どのような
性別と捉えて
いるか



*性的指向を表す図の一例

*性自認を表す図の一例

静岡新聞社公式ウェブサイトから引用

【3】性同一性障害とは

性同一性障害とは、トランスジェンダー（からだの性と心の性に違和感がある人）に対する国内における医学的な疾患名です。

世界保健機構（WHO）は、2019（令和元）年の総会で、2022（令和4）年から「国際疾病分類」改訂版（ICD-11）において、性同一性障害を「精神障害」の分類から除外し、性別不合に変更することにしました。これは、世界保健機構が「病気」や「障害」ではないとしたということです。

トランスジェンダーの方で、診断を受けたり、治療を希望する方がいますが、トランスジェンダーの全員がそのような希望をするわけではありません。

なお、2004年（平成16年）7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）第3条第1項の要件のいずれにも該当する者については、戸籍上の性別を心の性に合うように変更の審判を家庭裁判所に請求することができるようになっています。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）

（性別の取扱いの変更の審判）

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に未成年の子がないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前項の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

【4】性的少数者の現状と直面するさまざまな課題

性的少数者は日常生活において様々な問題に直面しています。

性的少数者であることが知れ渡ると「気持ち悪い」「どこかおかしい」といじめを受けたり陰口を言われたりすることに不安を感じています。また、テレビで繰り広げられるような、「オカマ」「オネエ」など差別的な言葉を使ってからかったり、笑いを取ったりする職場や「彼」「彼女」と恋愛の話題は異性愛の話が前提で盛りあがる職場がありますが、そのような時、当事者は深く悩み孤独に陥り、コミュニケーションが取れなくなっています。

また、日本では同性カップルの婚姻は法的に認められていないため、同性カップル間の遺産相続や税制面の優遇制度が受けられない、公営住宅に同居ができない、企業の福利厚生制度が受けられないなどの困難に直面しています。



【5】カミングアウトへの対応

カミングアウトとは、性的少数者（LGBT）であることを告白することです。

"Coming out of the closet"のこと、周囲からの差別や偏見から自分のセクシュアリティを隠す状態のことを、クローゼットに押し込まれている状態に例えており、クローゼットから自ら陽のあたる場所に出てくる決意をカミングアウト（告白）と言います。

もし、家族や友人等からカミングアウトされたら、落ち着いて話をきいてあげてください。カミングアウトされても受け止めることが難しいこともあるでしょうが、カミングアウトされた人が信頼されている証拠ですので、率直に感じた気持ちや疑問を相手に伝えて、相手があなたに望むことは何か聞いてみましょう。

ただし、相手の同意なく、相手のセクシュアリティを他の人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。



【6】アウティングについて



アウティング（Outing）とは、ある人のセクシュアリティの秘密を本人の同意のないまま、他人に暴露することです。口頭だけでなくインターネットやSNS上で情報を流すこともアウティングになります。

友人同士の場合、気軽にアウティングを行う雰囲気があった場合や打ち明けられた内容が受け止められず、思わず他人に話すことがあります。悪意がなく行われた場合や善意で行われた場合でも、本人のセクシュアリティが他人に知られた場合はアウティングに当たります。アウティングは重大な人権侵害ですので、本人の了解がないまま決して他人に話してはいけません。

(30代 トランスジェンダーFTM、バイセクシュアルの場合)

早速ですが、皆さんは、自己紹介をするときに、ご自分の性別、セクシュアリティについて何かいちいち自分から話すことってありますか？

本来なら、わざわざ「僕は男です！」「僕は女性が好きです！」って言う必要はないですよね。それをいちいちしなくてはならないのが、僕のような戸籍性（身体の性）とは違う生き方をしているトランスジェンダーです。

自分のセクシュアリティを、わざわざ全く知らない人を相手に言う必要がありますでしょうか。

僕の場合は、「僕はバイセクシュアルで、今は女性のパートナーと一緒に暮らしてます！」「事実婚状態の夫婦だと思って下さい！」ってわざわざ紹介や説明をしなくてはなりません。大してよく知らない人に対してです。パートナーのことをパートナーだと認識してもらうことだけに、凄く時間がかかります。

本当なら、「あ、僕の妻です。」の一言で済ませたいんです。僕は身体は女性のままで、男性として生きてます！って。

でも、これって本来、する必要のない告白です。最初から僕が男性として話せばいいことですよね。そのわずらわしさは常にあります。

人間誰しも、性別、性指向、セクシュアリティは自分自身が選んで生きてるはずです。

例えばあなたは、たまたまストレートといわれるパターンだった。自分の性別やセクシュアリティに確信が持てる生き方を、当たり前のようにしてきた。それだけで、本当は恵まれていたということです。

あなたがストレートなのは当たり前では無いんだよと。このことに気付いていらっしゃらない方が多いです。それが一番の困り事です。個人的にはそう思ってます

セクシュアルマイノリティだって色々です。

同じ人は居ませんから。

ひとつくりにこうだと言えることはありません。

あくまで、個人のセクシュアリティ（アイデンティティのごく一部）と、人間性（性格）は別だという、ごく自然なことを、ただただ受け入れていただきたいですね。

2 県民等への対応

職員は、職員研修等の機会を活用し、性の多様性についての理解を深めていくことが必要です。性的少数者の方々に対して、どのような対応が必要であるかを職場内であらかじめ検討することが求められます。

(事例1) 行政サービスを受ける際に性的少数者の方が抱いている不安

- ・対応する職員は、性的少数者について理解があるのか。不用意な言動によって傷つくのではないか。
- ・身分証の性別や名前と見た目の性別が一致しないことで、スムーズに手続ができないのではないか。
- ・性別を記入したり、確認されたりするのではないか。
- ・家族、家庭のことで相談したいことがあっても、同性パートナーと暮らしていることが分かったら、偏見を持たれるのではないか。
- ・同性パートナーからDV(ドメスティック・バイオレンス)を受けているが、相談を受けてくれるのか。
- ・手続や相談することで、知られたくない人にまで知られるのではないか(本人の意思に反して他人に知られないようにするのは当然のことですが、家族にも知られていない・知られたくない場合もありますので、本人にしっかり確認することが必要です)。

[1] 窓口や電話等での対応等

① 窓口で呼び出すとき

戸籍とは別の性別で、社会生活を送っている方もいます。名前から想定される性別と外見とが一致しないことから、人前で名前を呼ばれたくない場合もあるため、呼出の際には受付番号を使用します。名前で呼び出す必要がある場合は、名字までにとどめ、フルネームで呼ばないようにしてください。(患者誤認防止など医療安全上必要な場合で、患者自身にフルネームを名乗ってもらう必要があるときは、できる限り周りの人に分からないよう配慮してください。)

② 本人確認をするとき

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)に記載された名前や性別と外見とが一致しない場合、必要以上に見比べたり、聞き直したり、大きな声で確認したりすることは避けてください。本人確認に際しては、周りの人に分からないよう配慮しながら、書類等を指さし、「この書類で間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」と尋ねるようにしてください。

③ パートナー・家族について話をするとき

「奥さん」「ご主人」「彼」「彼女」等、こちらから一方的に、パートナーは異性であることを前提とした表現や、性別を特定するような表現は避けてください。

(事例2) 表現の例

奥さん、ご主人、彼、彼女 ⇒ パートナー、お連れ合い、お相手

息子さん、娘さん ⇒ お子さん

お父さん、お母さん ⇒ 保護者の方、ご家族

④ 窓口で相談を受けるとき

窓口で相談を受けるときは、パートナーが同性であることもあります。同性パートナーに関する相談があったときは、先入観にとらわれず、対応可能なこととそうでないことについてしっかり検討し、丁寧に説明するようしてください。同性カップルで子育てをしている家庭もあります。

このような場合を想定して、事前に対応を協議しておくことも必要です。DV(ドメスティック・バイオレンス)は、同性パートナー間でも起こります。相談があった場合はよく話を聞いて、必要があれば関係機関につなぎ、連携をとることが大切です。

⑤ 電話対応をするとき

基本的には窓口対応と同じですが、電話をしてきた方が、周りの人に性別等を知られたくないと思っている可能性を考慮して、「～をお聞きしてもいいですか」「答えにくければ答えなくて結構です」などの言葉で、相手の意向を確認することも必要です。また声質で相手の性別を決めつけないようにしてください。

【2】性別欄の取扱い

① 証明書、申請書、統計調査等の性別欄

法令に基づき記載が必要なもの、申請等に対する決定等の要因として必要なもの、統計上必要不可欠なもの等を除き、申請・届出様式、証明書、登録証、調査票等について、不必要的性別、本籍地、世帯主・家族・続柄、生年月日(年齢)等の記載は極力求めないようにしてください。

② イベント申込書、アンケート等の性別欄

①の趣旨に準じて、イベント申込書やアンケートについても、できる限り性別欄をなくしてください。
事務上必要であり性別欄を設けている場合についても、記載方法の工夫やその必要性を説明する等、適宜書類の目的等に応じた配慮を行ってください。

(事例3) 性別欄の例

(例1) あなたの性別を選択してください。 ⇒ あなたの性別をご記入ください。

(例2) 性別 ()

(例3) 性別 ①男 ②女 ③その他



【3】所管事業の見直し

現行制度上、親族であることを条件としている事業については、法令及び国の通知並びに司法判断等を注視しながら、条件の緩和やそのための方策について検討することが必要です。

【4】公共施設での対応

戸籍上や外見の性別と性自認が異なる方が、トイレ、更衣室、入浴施設、宿泊施設等、性別によって区別される施設を利用する場合、本人の意思をなるべく尊重しますが、同時に、他の利用者の心情に配慮する必要があります。

このような場合、トイレについては、多目的トイレの利用を検討していただく方法も有効です。

ただし、多目的トイレの利用の検討については他の利用者への配慮の必要からお願いするもので、自動的に多目的トイレをお勧めしたり、無理強いするものではないことを、本人に丁寧に説明する必要があります。また、そのことによって本人の意に反し、性自認等を周りの人に知られることがないよう、配慮が必要です。

更衣室については、他の利用者と時間をずらして利用する、個室として使える部屋を代用するなどの方法がありますが、この場合も、丁寧な説明と配慮が必要です。

各施設の設備の状況に応じて、こうした場合の対応を事前に検討しておくことも必要です。



【5】災害時における対応

災害時には、行政を含め誰もが特別な状況に置かれるため十分な対応が難しくなる中でも、女性、子ども、高齢者、障害・病気のある人、外国人等に配慮しますが、性的少数者の方についても、どのような配慮や対応が必要なのか、事前に検討しておくことが必要です。また、対応に当たっては、本人が望まないのに周りに知られることがないよう、注意が必要です。

(事例4) 避難所等で困ることの例

- ・自認している性別のトイレや更衣室が使いづらい。　・同性パートナーとの続柄を説明しにくい。
- ・他の人と一緒に入浴ができない。　・名簿に戸籍上の性別や名前を記入するのに抵抗がある。
- ・避難所では周りの目が気になり、一緒に過ごしにくい。
- ・ホルモン療法が中断されると、体調や心のバランスが崩れ、深刻な不調をきたす場合もある。

コラム2

(40代 バイセクシュアルの場合)

ふたりの暮らしも今年で10周年。10年前と違っているのは、ふたりの体重と断捨離で家具の減った部屋。相方が商売を始めてからは、一緒に過ごす時間が減って喧嘩が増えた。

ありふれた暮らしだと思うけど、一般的な家庭と違うのは、私たちが「女性同士」だということ。本人たちにあっては何ら特別のことではないけど、この国では公的に認められない組み合わせ。互いの家族が（内心はどうあれ表面的には）受け入れてくれるせいか、普段は「同性カップルです！」なんて意識はない。ただね、たまにそうと気づかされることがある。

相方がけがで入院、ICUに駆けつける私。手続き書類のことで看護師さんに話しかけられるも、私は記入することができない。看護師さんの意味ありげな「ご友人だから」という言葉。

相方の肉親のお葬式、普段会うことのない親戚とご対面。紹介される肩書は「仕事を手伝ってる人」。間違ってはいいけど、なんかすっきりしない。一から説明するのも面倒だし。

個人的に現行の婚姻制度に興味はないし、一般的なカップルの真似事をしたいとも思わない。ただ互いにとって「肩書のつけられない存在」だと思い知らされるのは地味に辛いかも。透明人間になった気分。

婚姻制度が利用できれば、簡単に「公的に認められた存在」になれる。社会で生きるには、実態よりも書類の中身が大事なのだ。たかが紙切れ一枚、されど紙切れ一枚。

③ 職場内における対応

【1】職場内での対応

① 差別的言動の注意

「オカマ」、「ホモ」、「レズ」といった言葉は侮辱的表現と受け取られることがあるものです。このような発言は、当事者である職員だけでなく、親族などに当事者がいる人も傷つけることを知っておく必要があります。

② 職場環境等における配慮

性別違和のある方にとて、トイレや更衣室等の使用に困難を伴う場合があります。戸籍上の性別以外の施設（トイレや更衣室等）の使用を希望する申し出があった場合、本人の意思を尊重するとともに他の利用者への配慮が必要です。また宿泊を伴う出張の際には、部屋割りや入浴時間をずらすなどの配慮が必要となります。

③ ハラスメントに係る相談体制

性的指向や性自認に関わるハラスメントの相談に応じ、誰もが働きやすい職場環境を目指す必要があります。各所属長や上司が相談を受けた際には、相談者の訴えを真摯に受け止め、プライバシーに配慮するとともに適切な対応に努める必要があります。

また、職員課の精神保健相談【メンタルヘルス等（外線087-832-3054、内線2633,2643,2646）】において相談を受け付けています。

【2】採用時等の対応

採用可否は、仕事の適性や執務上の能力で判断すべきであり、本人の性的指向、性自認、戸籍上の性別と一致しない容姿や服装等、職務上の能力に関係のないことを理由にした採否判定を行ってはいけません。

① 採用試験時の対応

受験票、履歴書等に記載された性別と外見が一致しない場合、本人確認に際しては、大きな声で確認することは避けるなど、周りの人に分からないよう配慮する必要があります。

② 面接時の対応

本人の性的指向や性自認について差別的な質問や言動を行ってはいけません。

【3】福利厚生制度等

休暇や給付などの福利厚生制度については、対象の制度や利用に当たっての要件やその確認の方法等について、関係法令及び国や他団体における対応状況等を踏まえながら検討する必要があります。

【4】安全衛生

健康診断を受ける場合や医師の診断書が必要な場合において、県が指定した健診機関又は医師による健康診断を受けることを希望しない場合は、他の健診機関又は医師による健康診断を受けることを認めます。

産業医や産業保健スタッフは、性の多様性について、さらに理解を深め、健康診断時の配慮や相談等に的確に対応していくことが必要です。また、所属長など管理監督者も、性の多様性について理解を深め、職場での配慮や相談等に的確に対応していくことが必要です。

コラム3

(40代 トランスジェンダーMTFの場合)

何不自由なく愛情いっぱいに育ってくれた両親に、本当の自分を打ち明ける勇気はなかった。でも言わなきゃ一生後悔すると覚悟を決めて、思いっきりカミングアウトした。やっぱり受け入れてくれなかった。悲しかった。理解してほしいとまでは思わなかったけど、自分の気持ちを知ってほしかっただけなのに。

でも、いつかは両親も私の本当の気持ちが理解できる日が来ると信じている。そしてその両親に恩返しをしたい。綺麗になった私を見てほしい。

一緒に思い悩む人に私は言いたい。「自分らしく生きようよ」と。人生は一度きり、自分の運命は自分で決めるんだと。後悔しない生き方をしていこうと言いたいです。

【1】学校生活上の配慮について

① 支援体制の整備

性的指向や性自認は、成長するにしたがって自然に感じ取ったり、無意識に自覚したりするものであるため、児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という）によっては、恋愛対象が同性であったり、自分の性別や体に強い違和感があったりするなど、周囲と異なる自分を受け入れることができず深く悩んでしまうことが考えられます。

現在、児童生徒等が本人のセクシュアリティについて相談できる場所は少なく、学校には家庭以外で悩みを相談できる場所としての機能が求められています。そのため全ての教職員は性の多様性について理解し、児童生徒等の思いに寄り添った支援をすることが重要です。

- ・学校生活や友人関係、服装や髪型、施設利用等、悩みは多岐にわたることが想定されるため、児童生徒等から相談を受けた際は、悩みの内容や苦痛の程度、本人が望んでいることを確認し、教職員の間で情報共有しながら、チームで対応すること。
- ・児童生徒等は自身のセクシュアリティを可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、教職員の間で情報を共有する意図を本人や保護者に十分に説明し、対応を進めること。なお、児童生徒等によっては、保護者に自身のセクシュアリティについて伝えていない場合があるため、本人の同意なく教職員から相談の内容を伝えないよう十分留意する必要がある。
- ・学校の中だけで対応することが難しい場合、外部の医療機関及び相談機関と連携するとともに、本人や保護者にそれら関係機関の情報を提供するなど、当事者の気持ちに寄り添えるようにすること。

② 服装、髪型、呼称への配慮

服装（制服、衣服、体操服、水着、ユニフォーム等）や髪型等について、児童生徒等や保護者から、本人が自認する性別に合わせたいという相談や、本人の身体の性別に合わせたくないという相談があった場合、本人への配慮と他の児童生徒等への配慮との均衡を取りながら、可能な範囲で認めるよう検討する必要があります。

性自認により、本名と異なる呼称の使用を希望している場合も同様です。認められない理由がある場合は、その旨を丁寧に説明し、必要な時以外は名字で呼び、フルネームで呼ぶことを避けるなど、本人の心情に対する配慮が求められます。

③ 施設利用における配慮

施設利用においては、施設面の制約を考慮しつつ、児童生徒等の希望に寄り添うことが基本であり、一人ひとり求める対応が異なるので、本人・保護者とよく話し合い、どのように対応していくのか共に考えていくことが求められます。また、本人のセクシュアリティについて周囲の児童生徒等が知ってしまうリスク等についても説明するとともに、周囲の児童生徒等や保護者に対しても理解を求め、誰もが利用できる施設として調整していくことが重要です。

- ・トイレ利用については、自認している性別のトイレを利用したい場合もあれば、職員用トイレ、多目的トイレを利用したい場合もあり、本人や家族の希望に寄り添った対応とすること。
- ・着替えが必要な場合は、体を露出する状況が発生することから、空いている教室を利用したり、更衣時間をずらしたりするなど、プライバシーを保護するよう工夫をすること。
- ・健康診断や宿泊行事等で体を露出せざるを得ない場面においても同様で、受診時間や入浴時間を

ずらしたり、部屋割りを工夫すること。

④ 情報を得られる環境づくり

児童生徒等が、性の多様性に関する情報を自力で得ることは容易ではないため、学校に関連書籍等の情報を得ることができる環境づくりが求められます。

- ・保健室に関連書籍を配置して当事者の児童生徒等が安心して読むことができるようすること。養護教諭は、児童生徒等から相談を受けることが多く、本人のセクシュアリティについて相談があった場合に、関連書籍があることで情報を提供することができる。また、プライバシーが守られる環境であるため、周囲の目が気になって本が読みづらい児童生徒等にとって有益であると考えられる。
- ・図書館に配架して誰でも気軽に手に取ることができるようにすること。性の多様性に関する啓発と理解促進が期待できるほか、学校全体で多様な性のあり方を理解し、受容していく姿勢を示すことができる。

⑤ 理解を深める指導の実施

人権教育の個別課題の一つとして、性の多様性について取り上げることが望まれます。人はそれにかけがえのない個性をもっており、性の多様性もその一つに過ぎません。お互いに尊重し合い、認め合うことの大切さを指導することは、いじめをなくす観点からも重要です。

学校教育活動全体をとおしてどのように指導していくのか、児童生徒等の発達段階を考慮した計画を立てることが求められます。まずは教職員が正しい知識を持ち、学校生活のあらゆる場面で、児童生徒等が多様性を尊重する気持ちをもてるように指導してください。

⑥ 進路指導における配慮

児童生徒等にとって、自分の将来を考える機会となる進路指導においても、性の多様性に配慮する視点が求められます。

本人が自身のセクシュアリティによって進路選択に制限を受けることなく、希望する生き方を追求していくよう指導してください。

【2】部活動や課外活動等における配慮について

通常の授業と異なる学校行事や部活動では、戸籍上の性別によって役割が設定されることが多く、児童生徒等にとって精神的な苦痛となり得るため、適切な配慮と対応が求められます。

- ・役割や参加の仕方について、可能な範囲で本人の希望に寄り添うことが望ましく、様々な制約で希望に添えない場合でも、本人がやりがいをもてるような方法を本人とよく相談して決めるこ。
- ・周囲の児童生徒等の心情に配慮することも大切であり、誰もが参加することができるよう工夫すること。

【3】課外活動先等に対する情報提供について

児童生徒等が、課外活動等で学校以外の施設や宿泊施設等を訪れる際、本人に必要な配慮や対応について協力を依頼することが求められます。

基本的に該当する児童生徒等を特定して先方に伝える必要はありませんが、安全配慮等の理由で

やむを得ない場合は、あらかじめ本人や保護者に説明し、了解を得てから伝えてください。

【4】事務手続等における配慮について

児童生徒等に関わる書類(提出書類、学生証、各種証明書等)で、学校に記載項目の裁量権があるもののうち、性別欄が設けられている場合、その必要性について改めて検討することが求められます。

卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更を行った児童生徒等から書類の発行を求められた場合には、戸籍を確認した上で、本人が不利益を被らないよう適切に対応してください。

コラム4

(30代 トランスジェンダーFTMの場合)

小学生時代

制服を着ることに違和感を感じており、上履きが男子が青、女子が赤に分けられていることに疑問を抱いていた。

中学生時代

自分の性別への違和感は成長と共に強くなっていた。

親にも友達にも先生誰にも相談することができずに、二次性徴が起こる中学生頃から自殺したいと考えるようになっていた。自分が何者か分かるまでに時間がかかり、将来が描げず苦しい日々を送っていた。

高校生時代

女性用リクルートスーツを着て、就活をする自分が想像できず、大学進学もあきらめた。

社会人以降

就職したときに女性は、スカートを履いてきてくださいと会社から言われて、仕事を辞めようと何度も考えた。

性別適合手術を受ける際に仕事を休む必要があり、会社の上司にカミングアウトをする必要があり、ストレスを感じた。LGBTなどの知識のない人へのカミングアウトはかなりきつかった。

コラム5

(20代 Xジェンダーの場合)

小学生時代

服装は女の子っぽいものは好まず、いつも中性的な服を選んでいた。遊ぶ相手も男の子が多かった。

中学生時代

周りが男子と付き合う中、誰も好きにならない自分がおかしいと思い始める。男性と付き合ってみるが生理的に受け付けず、その後男性と付き合うことはなかった。制服はスカートを履いていたが、私服はズボンしか履くことはなかった。

高校生時代

指定の制服が無かったため、ズボンを履いて登校した。

大学生時代

女性と初めて付き合った。周りの目が気になり誰にも言うことができなかった。大学4年生のときカミングアウトをする機会があったため、知り合いみんなに打ち明けた。

社会人

カミングアウトをしてから、生きづらさを感じなくなった。また、職場の女性と付き合うが、上司も応援してくれる。



5 相談窓口紹介、用語集等

【1】相談窓口

窓口名	連絡先・電話番号	相談日・時間等
性的少数者 (LGBT) 電話相談	香川県人権・同和政策課 性的少数者相談窓口 087-832-3222	毎月第1月曜日・第3土曜日 18:00～21:00 (年末年始は除く) ※この電話は、県から委託された「プラウド香川」(当事者及び支援者で組織)の相談員がお受けします。
性的少数者 (LGBT) メール・SNS相談	プラウド香川 ○メール相談 info@proud-kagawa.org ○LINE相談 @proudkagawa	○メール相談 24時間受付 ※原則として1週間以内に返信します。 ○LINE相談 毎月1回3時間程度 詳細は、プラウド香川のHPに 掲載。 https://proud-kagawa.org/
	あしたプロジェクト ○メール相談 ashipro.life@gmail.com ○Facebook相談 https://www.facebook.com/ashipro.life/ ○Twitter相談、Instagram相談 @ashipro7830	24時間受付 原則として1週間以内に返信 します。
人権相談	香川県人権・同和政策課 087-832-3205	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
精神保健相談 (メンタルヘルス等)	香川県職員課 外線:087-832-3054 内線:2633,2643,2646	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
みんなの人権 110番	高松法務局 0570-003-110	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
よりそいホットライン	一般社団法人社会的包摂サポートセンター 0120-279-338	24時間受付、年中無休 ガイダンスに従いセクシュアル マイノリティ専用回線(4番)を 押す。
子ども電話相談	香川県教育センター 087-813-3119	9:00～21:00 (通年)
子育て電話相談	香川県教育センター 087-813-2040	9:00～21:00 (通年)

【2】用語集

用語	意味
LGBT 〔Lesbian Gay Bisexual Transgender〕	L(レズビアン:女性の同性愛者)、G(ゲイ:男性の同性愛者)、B(バイセクシュアル:両性愛者)、T(トランスジェンダー:心の性とからだの性との不一致)の頭文字から造られた言葉であり、性的少数者総称の一つ
アウティング (Outing)	本人の許可なく、LGBTであることを他人に暴露すること
性自認 (Gender Identity)	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを持っているかということ
性的指向 (Sexual Orientation)	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
ALLY (アライ)	英語のAlly(理解者、支持者)の意味で使う。LGBTをはじめとする性的少数者について理解、共感し、支援活動や啓発活動を共にする人
ジェンダー (Gender)	社会や文化が求める男性像や女性像と一致する態度、感情、行動のこと
SOGI(ソジ・ソギ) 〔Sexual Orientation Gender Identity〕	「性的指向」(Sexual Orientation)と「性自認」(Gender Identity)の頭文字を取った、人の属性を表す略称で、異性愛の人なども含めてすべての人が持っている属性を指します。
MTF (Male to Female)	「からだの性」が男性で「心の性」が女性のトランスジェンダーの人
FTM (Female to Male)	「からだの性」が女性で「心の性」が男性のトランスジェンダーの人
エックスジェンダー (X-gender)	「心の性」を男性・女性のどちらかとは明確に認識していない人
パンセクシュアル (Panssexual)	全てのセクシュアリティの人が恋愛や性愛の対象となる人
アセクシュアル (Asexual)	誰に対しても、恋愛感情や、性愛の感情を抱かない人
クエスチョニング (Questioning)	自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は、あえて決めない人
インターフェックス (Intersex)	解剖学的に、社会の中における典型的な男性および女性の定義に完全に当てはまらない人

【3】香川県内の取組

① 性的少数者(LGBT)電話相談[平成30年8月～] (P18相談窓口参照)

香川県は、第1月曜日、第3土曜日の18:00～21:00の間、電話相談を行っています(プラウド香川へ委託)。性的少数者の方やその家族、パートナーのさまざまな悩みごとを専門の相談員が受けています。

② 性的少数者(LGBT)メール・SNS相談[令和2年7月～] (P18相談窓口参照)

性的少数者の当事者団体である「プラウド香川」「あしたプロジェクト」が、性的少数者の方やその家族、パートナー等を対象に、メールやSNSを用いた相談事業を行っています。県は、この活動を支援しています(香川県性的少数者メール等相談事業補助金)。

③ 県内のパートナーシップ宣誓制度導入状況

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、市町が2人の関係を証明する制度です。高松市、善通寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、多度津町の7市町が導入しています。

このうち三豊市では、令和4年1月から対象者を拡充して、パートナーシップ宣誓当事者と一緒に暮らしている子どもや父母等も家族関係にあることを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へ移行しています。

④ 入学願書の性別欄の削除

令和2年度の県立中学校、公立高校及び県立特別支援学校の入学選抜(選考)から、入学願書の性別欄を削除しています。

⑤ 県としての性的少数者の人権への配慮

人権・同和政策課から県の全所属に対して、性的少数者的人権についての理解増進に努めること、申請書等に性別欄を設けようとするときには、性別情報を収集する必要性について十分検討するなどの配慮をすることを通知しています。

⑥ 香川レインボーフェスティバルの開催

香川レインボーフェスティバルは2005年から毎年開催され、2021年で17回目を迎えました。LGBTなど性とライフスタイルの多様性をテーマに作品を上映しています。

⑦ レインボーパレード

レインボーパレードでは、LGBTの方や、賛同者の方が集まり、パレードを行います。香川県では令和元年度に丸亀でレインボーパレードが行われました。

⑧ OUT IN JAPAN SETOUCHI 写真展

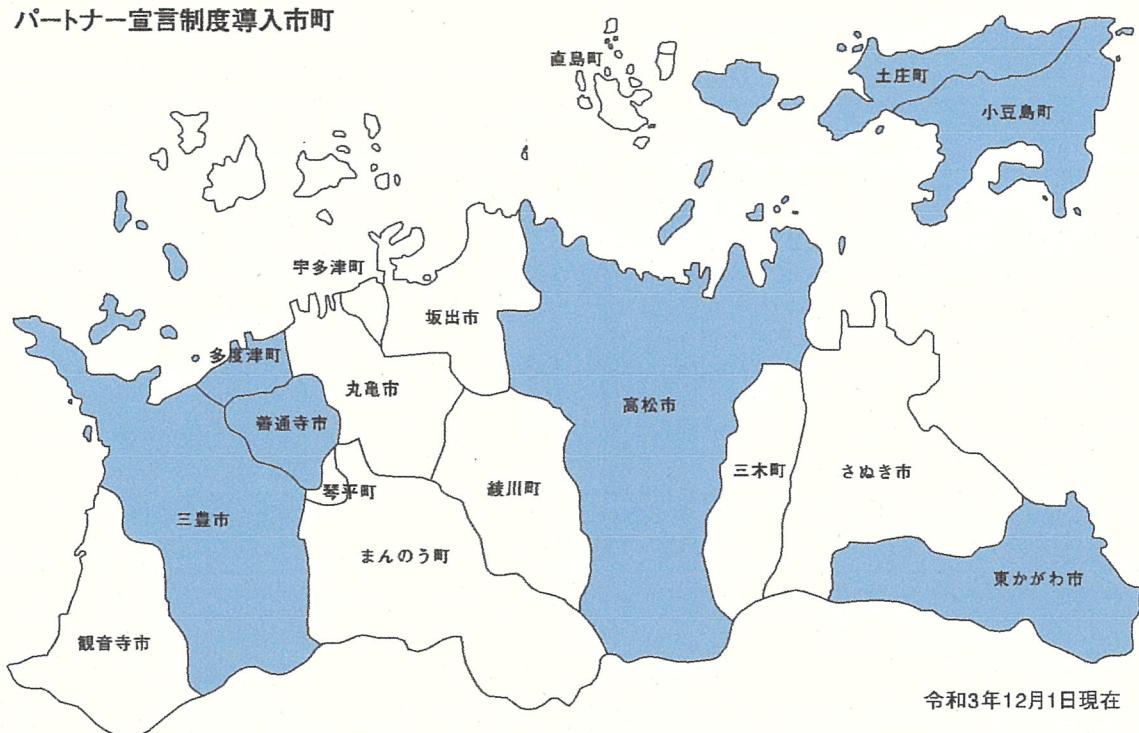
OUT IN JAPAN SETOUCHIでは、当事者のカミングアウトをテーマに、国内のLGBT当事者の方々の写真の展示をしています。香川県では平成30年度、令和元年度に実施しています。

コラム6

これまで、「性」は、からだの性、心の性、好きになる性などの組合せで決まる学びました。では、性は一度定まれば一生変わらないのでしょうか?もちろん変わらない人もいるでしょうが、そうとも言い切れません。例えば、性的指向が女性だったのに、今では男性と女性の両方が好き、という場合があります。これは、性的指向が変わったということです。このように性は揺らぐものであり、病気ではありません。性のあり方は多様です。私たちは、公務員としてどのような性の人にも配慮できる対応を身に付ける必要があります。



パートナー宣言制度導入市町



参考文献

ハンドブック作成に当たっては、次の自治体等の情報を参考としました。

- ・千葉市「LGBTを知りサポートするためのガイドライン」(2018年3月)
- ・長野県「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」(2020年3月)
- ・大阪市「多様な性のあり方に関する職員ハンドブック」(2019年3月)
- ・岡山市「性の多様性を理解しサポートするためのガイドライン」(2019年6月)
- ・熊本市「LGBTなどの性的マイノリティサポートハンドブック」(2018年8月)
- ・公益財団法人人権教育啓発推進センター
「みんなが自分らしく性の多様性を考える」(2017年3月)
- 「人権ポケットブック4 セクシュアル・マイノリティと人権」(2017年10月)

性的少數者(LGBT)の方々をサポートするための 香川県職員ハンドブック

令和2年3月作成

令和2年10月改正

令和4年1月改正

香川県総務部人権・同和政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話 087-832-3203 FAX 087-831-3680

E-mail:dowaseisaku@pref.kagawa.lg.jp



香川県人権啓発
マスコットキャラクター
人権かがやきくん